

2020年4月13日

大阪府教育委員会  
教育長 酒井隆行 様

大阪府立高等学校教職員組合  
執行委員長 志摩 毅

新型コロナウイルス対策に関する緊急申し入れ（追加の2）

新型コロナウイルス問題で政府は4月7日、大阪府を含む7都府県に「緊急事態宣言」を発出し、これを受けて大阪府では府立高校の臨時休業が5月6日まで延長されました。この問題で最も重要なのは、感染拡大防止に向けて科学的・合理的な対策に全力をあげることです。同時に、生徒の学習権を保障するための施策、困難な中で子どもたちのために奮闘している教職員とその家族の命と健康を守り、負担を軽減する施策が求められます。府高教は、職場の要求を集約し3月3日、12日に府教委に対し緊急申し入れを行いました。そうした中、子の養育が必要な教職員の職免制度、自動車通勤の緩和、在宅勤務の拡大、非常勤教職員の働く場の確保などの特例措置が講じられたことを歓迎するものです。その上で、下記の通り追加の申し入れを行い、早急な対応を求めます。

記

1. 在宅勤務の拡大、自動車通勤の緩和などの特例措置は、「教職員の感染拡大防止」を目的としたものであり、感染拡大防止の実効ある措置とするために、申請した対象者全員の取得が保障されるよう、制度の趣旨を学校長に周知・徹底すること。
2. 非常勤教職員についても、感染拡大防止の観点から、在宅勤務の対象とすること。また、休校によって減収となった場合は休業補償をおこなうこと。
3. 休校措置が長引く中、生徒への課題や教材の送付が必要となっていることから、学校がおこなう必要な送付について、府として送料を措置すること。
4. 休校措置が長引く中、生徒・家庭への電話等での連絡が必要となっていることから、やむを得ず教職員の携帯電話・スマートフォン等を使用した場合については、使用料等の補償をおこなうこと。
5. 新型コロナウイルスに関わって経済的に困窮している家庭が増加しているもと、授業料や学校納付金等の納付期間の延長、収入が減った家庭への減免措置をおこなうこと。